

基山町外部の労働者等からの公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報を行う外部の労働者等の保護を図るとともに、事業者の法令の遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者

イ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員

ウ 通報の日前1年以内にアに規定する者であった者

(2) 外部公益通報 外部の労働者等が、通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料する場合又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由がある場合に、その旨を本町に通報することをいう。

(3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。

(4) 通報者 外部の労働者等のうち通報又は相談（以下「通報等」という。）をした者をいう。

(5) 主管課 通報内容となる事実に関する事務を所掌する課をいう。

(外部公益通報窓口)

第3条 外部公益通報を受け付けるため、総務課に外部公益通報相談窓口（以下「外部通報窓口」という。）を設置する。

2 外部通報窓口は、次に掲げる事務を行う。

(1) 外部公益通報の受付及び相談に関すること。

(2) 通報者との連絡調整に関すること。

(3) 主管課との連絡調整に関すること。

(公益通報の手續)

第4条 外部公益通報は、外部公益通報書（様式第1号）、電子メール、ファクシミリ又は面談によるものとする。

2 外部公益通報は、実名により行うものとする。ただし、通報対象事実を証明する確実な資料を示すときは、匿名により行うことができる。

(通報の受付等)

第5条 外部通報窓口は、外部の労働者等からの通報等を、法に基づく公益通報対象事実として受け付けたときはその旨を、通報等が次の各号のいずれかに該当するときは法に基づく公益通報としては受け付けない旨を、外部公益通報受理・不受理通知書(様式第2号)により、通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

- (1) 通報対象事実について、本町が処分又は勧告等をする権限を有しないとき。
- (2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がないとき。
- (3) 通報内容が具体性を伴わず、不分明であるとき。
- (4) 通報内容が虚偽であることが明らかなきとき。
- (5) 通報内容が単なる伝聞に基づくものであるなど、通報内容について信ずるに足りる理由が明らかに認められないものであるとき。
- (6) 通報がその他法に基づく公益通報に該当しないことが明らかなきものであるとき。

2 外部通報窓口は、前項の規定により通報を受け付けたときは、その内容により次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

- (1) 調査の実施に当たり必要があるときは、適切な主管課に通報を取り次ぎ、主管課は責任をもって調査するものとする。
- (2) 本町ではなく他の行政機関が通報内容について処分又は勧告等する権限を有する場合において、当該他の行政機関を通報者に対して遅滞なく教示するものとする。

(調査の実施)

第6条 主管課は、通報等に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が調査等の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施するものとする。

2 外部公益通報に関係ある職員は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

3 主管課は、調査が終了したときは、速やかに当該調査結果を取りまとめ、外部公益通報調査報告書(様式第3号)により町長に報告するとともに、これを証する資料を、町長に提出しなければならない。

(調査結果に基づく措置)

第7条 主管課は、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合には、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

2 主管課は、措置の内容及び是正結果を外部公益通報措置結果報告書(様式第4号)により町長に報告しなければならない。

(調査結果等の通知)

第8条 町長は、前条第2項による報告を受けたときは、速やかに通報者に対し、外部公

益通報調査・措置結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、匿名による通報及び通報者が特に通知を希望しない場合は、この限りではない。

2 主管課は、前項の通知を行うに当たっては、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

（協力の義務等）

第9条 本町は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第10条 通報等への対応に関与した職員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（利益相反関係の排除）

第11条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、通報への対応に関与してはならない。

（1）法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者

（2）通報者又は被通報者と親族関係にある者

（3）通報に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者

2 外部通報窓口及び主管課は、通報への対応の各段階において、通報への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

（通報者の保護）

第12条 主管課は、通報者が、外部公益通報をしたことを理由として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、当該通報者の保護に係る必要な支援を行うよう努めるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。